国民新党

支部の数　五八
うち法第十四条第二項に規定する支部の数　五八

民主党

代表者　氏名　海江田万里
住所　東京都新宿区西新宿四―八―四
生年月日　昭和二十四年二月二十六日
選任年月日　平成二十四年十二月二十五日

自由民主党

所属国会議員（所属国会議員となった）　氏名　長谷川大紋
住所　茨城県桜川市上野原地新田一九二
選出区分　参議院議員　茨城県
選挙期日　平成十九年七月二十九日
同議員は、その選出された参議院議員通常選挙において同党に所属していた。

所属国会議員（所属国会議員でなくなった）　氏名　岸　信夫　義家　弘介

所属国会議員（所属国会議員となった）　氏名　武見　敬三
住所　東京都世田谷区駒沢一―二―六
選出区分　参議院議員　比例代表
選挙期日　平成十九年七月二十九日
同議員は、その選出された参議院議員通常選挙において同党に所属していた。

支部の数　七二三六
うち法第十四条第二項に規定する支部の数　七二三七

八七
八七

野田　佳彦

平成二十四年十二月二十七日

平成二十四年十二月二十八日

七二三六
七二三七

○総務省告示第三十三号

政党助成法（平成六年法律第五号）第二十一条第一項の規定に基づき、次の政党の代表者であった者より、当該政党が同法第二条第一項各号のいずれにも該当しない政治団体となった旨の届出があったので、同法第二十一条第二項の規定により、告示する。

平成二十五年二月六日

総務大臣　新藤　義孝

政党の名称	政党の代表者であった者の氏名	政党助成法第二条第一項各号のいずれにも該当しない政治団体となった年月日
新党きづな	上野　一雄	平成二十四年十一月十五日
太陽の党	島　武志	平成二十四年十一月二十一日
新党大地	鈴木　宗男	平成二十四年十二月十六日
新党日本	田中　康夫	平成二十四年十二月十六日

○総務省告示第三十四号

政党助成法（平成六年法律第五号）第二十七条第二項の規定に基づき、特定交付金の交付を受けようとする政治団体の届出があったので、同条第六項において準用する同法第五条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十五年二月六日

総務大臣　新藤　義孝

一　新党きづな

(一)　政治団体の名称　新党きづな（略称　きづな）
(二)　主たる事務所の所在地　東京都板橋区徳丸五―三―五
(三)　代表者　上野　一雄　住所　東京都中央区佃一―一一―三　生年月日　昭和三十一年九月十日　選任年月日　平成二十四年十一月十五日
(四)　会計責任者　山本　晴美　神奈川県川崎市中原区木月四―六―七　昭和三十二年八月三十一日　平成二十四年十一月十五日
(五)　会計責任者の職務代行者　福田　聖也　東京都千代田区永田町二―一七―一一　昭和六十年一月二十六日　平成二十四年十一月十五日
(六)　会計監査を行うべき者　外口　真大　千葉県市川市八幡五―一四―三二　昭和六十年一月二十九日　平成二十四年十一月十五日
(七)　支部の数　八　うち政党助成法第十四条第二項に規定する支部の数　八
(八)　政党が組織された年月日又は政治資金規正法第三条第一項各号に規定する政治団体となった年月日　平成二十三年十二月三十日
(九)　政治資金規正法第六条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による届出の年月日　平成二十四年一月四日
(〇)　政党助成法第五条第一項の規定による直近の届出年月日　平成二十四年一月十二日
(一)　政党助成法第二条第一項各号のいずれにも該当しない政治団体となった年月日　平成二十四年十一月十五日

二　太陽の党

(一)　政治団体の名称　太陽の党（略称　太陽）　届出年月日　平成二十四年十二月三日
(二)　主たる事務所の所在地　東京都港区赤坂一―一一―二八
(三)　代表者　島　武志　住所　千葉県市川市東菅野四―二七―二四　生年月日　昭和五十一年三月九日　選任年月日　平成二十四年十一月九日
(四)　会計責任者　米長　知得　東京都江東区大島四―一―四　昭和五十一年十二月二日　平成二十二年七月二十日